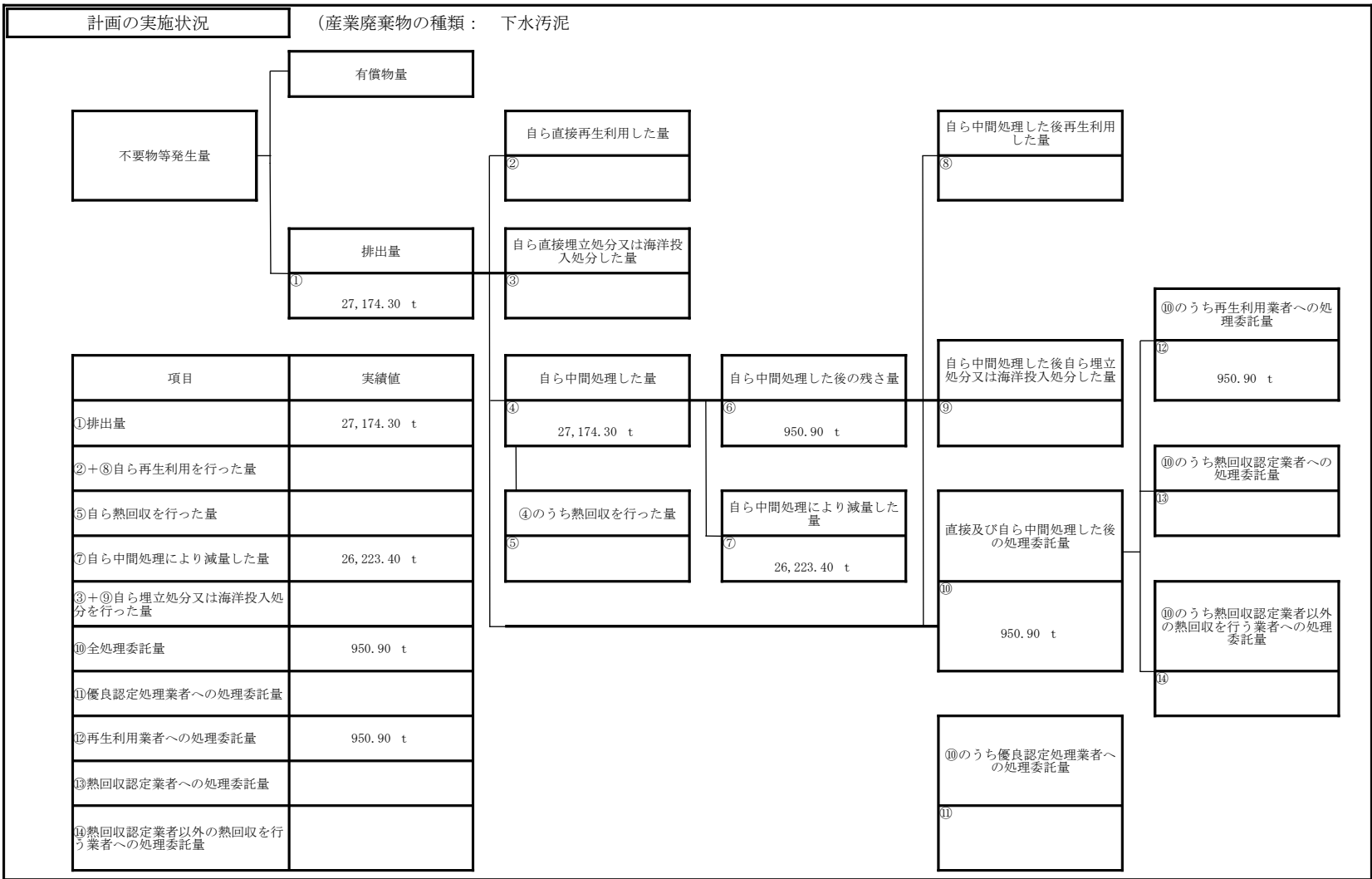


様式第二号の九(第八条の四の六関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書		平成34年6月17日	
静岡県知事 川 勝 平 太 殿			
提出者			
住所 静岡県御前崎市池新田5585			
氏名 御前崎市 柳澤重夫			
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)			
電話番号 0537-85-1126			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和2年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。			
事業場の名称	池新田浄化センター		
事業場の所在地	静岡県御前崎市池新田9037番地の1		
事業の種類	下水道業 [3830]		
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日		
産業廃棄物処理計画における目標値			
項目	目標値	項目	目標値
排出量	35,643 t	全処理委託量	963 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	963 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	34,680 t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
※事務処理欄			

(日本工業規格 A列4番)



(第3面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。

※欄は記入しないこと。
- 7

- ② 産業廃棄物の発生・処理状況、産業廃棄物の性状の説明、産業廃棄物の課題を以下に示す。

表2 産業廃棄物の発生・処理状況(令和2年度実績)

廃棄物の種類		発生源	性状	発生量 (基準量) t/年 [構成比]	処理方法(現状の工程) － 凡例 － (中):中間処理 (最):最終処分 ○:自己処理 ●:委託処理
汚泥	有機性汚泥	下水処理工程	・泥状 ・含水率 81.9%	950.9 * [100%]	下水汚泥を脱水(中)○ →脱水汚泥をコンポスト化(最)● (950.9t/年) (950.9t/年)*
合 計				950.9 * [100%]	――

注)*脱水前の量を示す。

表3 産業廃棄物の性状の説明

下水汚泥 (有機性汚泥)	・下水処理工程の際に発生する汚泥。脱水処理後に含水率85%以下となる。
-----------------	-------------------------------------

表4 産業廃棄物処理の課題

発生抑制	効率の良い下水処理を行うことにより、発生量を抑制する。 オゾン汚泥減量設備を効率よく運転管理することにより、発生量を抑制する。
再生利用	現在行っているコンポスト化以外の再生利用の情報を収集、検討していきたい。
中間処理	既設の脱水機のオーバーホール等の定期的なメンテナンスを行うことにより、脱水効率を維持していきたい。

(3) 目標の設定

現在、全ての汚泥をコンポスト化(委託)することにより再生利用している。現状では需要があるため問題無いが、今後のコンポスト需要に変動がある可能性もあるため、コンポスト化以外の再生利用について情報収集を行う。

<その他の取組み>

- ・廃棄物の性状分析の定期実施と処理状況を把握する。
- ・処理業者と委託契約を結ぶに当たっての事前の現地確認(処理状況、維持管理状況、周辺状況)と委託後の定期的な確認をする。
- ・マニフェスト伝票の管理を徹底する。

(4) 産業廃棄物処理施設の設置状況等

当浄化センター内における産業廃棄物処理施設の設置状況を表5に示す。

表5 産業廃棄物処理施設の設置状況

	処理対象 産業廃棄物	処理方法	処理能力 (脱水前)	設置年月	設置場所
汚泥の脱水 施設	下水汚泥 有機性汚泥	遠心脱水 (含水率85%)	80m ³ /日	平成14年4月	池新田 浄化センター内
		スクリーンプレス (含水率83%)	30m ³ /日	平成22年3月	池新田 浄化センター内

(5) 廃棄物の処理に係る情報の収集・管理

県や管轄保健所、産業廃棄物運搬業者や処分業者からの情報・取りまとめを行い回覧等を通じて職員へ情報提供される。

6. 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

<具体的取組>

廃棄物の種類		発生量実績 (t/年) (R3年度)	発生量計画 (t/年) (R3年度)	排出抑制量 (t/年)	具体的取組
汚泥	有機性	950.90	1,423.50	△ 472.60	効率の良い下水処理、オゾン汚泥減量設備の適切な運転を行うことにより発生率をおさえる。

7. 産業廃棄物の再生利用に関する事項

<具体的取組>

廃棄物の種類		再生利用量実績 (t/年) (R3年度)	再生利用量計画 (t/年) (R3年度)	再生利用量の増加 (t/年)	具体的取組
汚泥	有機性	950.90	1,423.50	472.60	最終処分業者が肥料化、販売を行い全て再利用する。

<その他>

コンポスト化以外の再生利用を検討していく。

5. 廃棄物の処理に関する事項

(排出の抑制、再生利用に関する事項を含む)

(1) 基本的事項

- ①産業廃棄物の適正処理を確保するため、関連する法令、その他の規則を遵守する。
- ②発生した産業廃棄物は処理業者に委託し、収集運搬から処分に至るまで確認的
確に管理する。
- ③廃棄物の処理について次に掲げる次項を実施する。

発生抑制： 下水流入量の増加にともない、下水汚泥発生量も増加するが、効率の
良い下水処理を行うことにより発生量を抑制する。

オゾン汚泥減量設備により発生量を抑制する。

再生利用： 埋立処分は行わずに、コンポスト化による有効利用を推進する。

中間処理： 脱水効率の向上等による中間処理を推進する。

その他： 処理内容を確認し、処理業者と適正な委託契約を締結する。

(2) 廃棄物処理の現状

- ①当浄化センターから発生する産業廃棄物は、下水処理工程からの下水汚泥である。

下水汚泥の発生量(基準量)の合計は 950.9 t/年である。

当浄化センターから委託処分される産業廃棄物は、コンポスト化が 950.90 t/年
である。

中間処理は、下水汚泥の脱水を行っている。

表1 産業廃棄物処理の内訳(令和3年度実績)

再生利用量	中間処理量	中間処理後残さ量	最終処分量
950.90 t/年	0.00 t/年	950.90 t/年	950.90 t/年

3